

# 一般改善指導の実施内容に関する調査研究

矯正協会附属中央研究所 佐藤 良彦  
坂井 勇  
谷村 昌昭

キーワード：矯正処遇，一般改善指導

## I 研究の目的

先般の「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」(平成17年法律第50号)の施行(平成18年5月24日)、更には、その一部改正となる「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成18年法律第58号)の施行(平成19年6月1日)により、矯正処遇の一つの柱として改善指導を実施することが規定された。これに伴い、刑事施設における教育的働き掛けについては、一般改善指導と特別改善指導に整理・構成し、従前から実施している様々な教育的働き掛けを更に充実させ、指導体制の再構築が進められているところである。「改善指導の実施状況に関する調査研究」(中央研究所紀要第17号)において、改善指導の実施状況を調査したところ、一般改善指導については、講義やグループワーク等の形式により、窃盗犯や高齢者を対象とした講座や酒害講座等を実施又は実施を検討している施設が相当数あることなどが明らかとなった。

しかしながら、一般改善指導として扱われる指導内容は、前述の講座等のみにとどまらず、自己啓発指導や体育、行事、社会復帰支援指導など複雑・多岐にわたっている。しかも、実際の指導の内容や方法は各施設にゆだねられていることから、どのように働き掛けを実施するかについては、各刑事施設でそれぞれ創意・工夫を重ねているものと推測される。

本研究では、各刑事施設が矯正処遇の一環として実施している一般改善指導について、指導の内容や各内容の一般改善指導の中での位置付けなどを中心に、その全体像を把握することを目的とし、今後の一般改善指導の充実化に向けての方策を検討したい。

## II 方法

### 1 調査対象施設

刑事施設81庁(社会復帰促進センター3庁を含む刑務所61庁、少年刑務所7庁、拘留所7庁及び刑務支所6庁)を対象とした。

## 2 調査期間

平成20年9月1日から同年10月1日まで

## 3 調査方法

調査対象としている刑事施設81庁の一般改善指導を担当している統括矯正処遇官に対し、調査票を送付し、回答を求めた。また、参考資料として、一般改善指導の総合計画表と一般改善指導における指導プログラムや指導要領（ただし、指導の種類が「体育」や「行事」に分類されるものを除く。）の送付を求めた。

## 4 調査内容

調査は、(A) 一般改善指導のうち小集団を構成し、期間を定めて実施しているもの、(B) その他の一般改善指導についてのもの、及び(C) 一般改善指導全般についての三つに分けて行った。A及びBについては、実施している各講座について、指導の種類・内容、指導要領の有無、指導時間、指導回数、参加人員、指導者と指導方法、指導教材、今後指導に用いたい教材、苦勞・問題点、工夫等について調べた。Cについては、新たに一般改善指導として実施を検討している指導内容、何らかの教材があれば実施したいと考えている一般改善指導について、一般改善指導全般についての苦勞・問題点について調べた。

# III 結果

## 1 全般的実施状況

平成19年1月1日から同年12月31日までの1年間に一般改善指導として実施されたものは、調査対象とした刑事施設81庁全体で873講座（本稿では、一つの指導内容のまとまりを「講座」と呼ぶこととする。）である。各施設の実施講座数は、1講座ないし33講座であり、6講座とした施設（7庁）が最も多く、1施設当たりの平均実施講座数は、10.8講座である。

今回の調査では、小集団を構成し、期間を定めて実施しているものとそれ以外のものと指導の形態別に調査を行った（本稿では、前者を「小集団による講座」とし、後者を「その他の形態による講座」と呼ぶこととする。）。このうち、小集団による講座については、刑事施設81庁全体で134講座が実施されている。各施設の実施講座は0講座ないし12講座であり、1講座とした施設（25庁）が最も多く、1施設当たりの平均実施講座数は1.7講座である。

小集団による講座を除いた、その他の形態による講座については、刑事施設81庁全体で739講座が実施されている。各施設の実施講座は0講座から33講座であり、5講座とした施設（8庁）が最も多く、1施設当たりの平均実施講座数は9.1講座である。

## 2 種類別実施状況（表1～3）

一般改善指導は、被害者感情理解指導、行動適正化指導、自己啓発指導、自己改善目標達成指導、体育、行事、社会復帰支援指導及び対人関係円滑化指導の八つの種類が定められている。各種類ごとに実施状況を見たい。

### (1) 被害者感情理解指導

刑事施設81庁全体では、90講座が実施されており、1施設当たりの平均実施講座数は1.1講座である。各施設の実施講座数は、0講座ないし3講座であり、1講座とした施設（39庁）が最も多く、61庁で講座が実施されている。

これらのうち、小集団による講座は、81庁全体で4講座であり、3庁において実施されている。

その他の形態による講座は81庁全体で86講座であり、各施設の実施講座数は、0講座ないし3講座で、1講座とした施設（41庁）が最も多く、61庁で講座が実施されている。

### (2) 行動適正化指導

刑事施設81庁全体では、167講座が実施されており、1施設当たりの平均実施講座数は2.1講座である。各施設の実施講座数は、0講座ないし7講座であり、1講座とした施設（24庁）が最も多く、73庁で講座が実施されている。

これらのうち、小集団による講座は81庁全体で76講座である。各施設の実施講座数は0講座ないし4講座で、1講座とした施設（35庁）が最も多く、53庁で実施されている。

その他の形態による講座は81庁全体で91講座であり、各施設の実施講座数は0講座ないし6講座で、1講座とした施設が最も多く、56庁で実施されている。

### (3) 自己啓発指導

刑事施設81庁全体では、197講座が実施されており、1施設当たりの平均実施講座数は、2.4講座である。各施設の実施講座数は0講座ないし10講座であり、1講座とした施設が最も多く、69庁で実施されている。

これらのうち、小集団による講座は81庁全体で24講座である。各施設の実施講座数は0講座ないし6講座で、9庁で実施されている。

その他の形態による講座は81庁全体で173講座である。各施設の実施講座数は、0講座ないし10講座で、68庁で実施されている。

### (4) 自己改善目標達成指導

刑事施設81庁全体では、66講座が実施されており、1施設当たりの平均実施講座数は0.8講座である。各施設の実施講座数は0講座ないし7講座であり、45庁で実施されている。

これらのうち、小集団による講座は81庁全体で7講座であり、2庁で実施している。なお、この2庁はいずれも社会復帰促進センターであり、うち1庁が6講座を実施し

ている。

その他の形態による講座は81庁全体で59講座である。各施設の実施講座数は、0講座ないし3講座で、45庁で実施されている。

(5) 体育

刑事施設81庁全体では、81講座が実施されており、1施設当たりの平均実施講座は1.0講座である。各施設の実施講座数は0講座ないし6講座であり、49庁で実施されている。

これらのうち、小集団による講座は81庁全体で3講座であり、3庁で実施している。

また、その他の形態による講座は81庁全体で78講座である。各施設の実施講座は0講座ないし6講座で、48庁で実施されている。

(6) 行事

刑事施設81庁全体では、130講座が実施されており、1施設当たりの平均実施講座は、1.6講座である。各施設の実施講座数は0講座ないし6講座であり、61庁で実施されている。これらの講座において、小集団による講座として実施されているものはない。

(7) 社会復帰支援指導

刑事施設81庁全体では、129講座が実施されており、1施設当たりの平均実施講座は1.6講座である。各施設の実施講座数は0講座ないし7講座であり、63庁で実施されている。

これらのうち、小集団による講座は16講座であり、13庁で実施している。

また、その他の形態による講座は、113講座である。各施設の実施講座は0講座ないし7講座で、13庁実施されている。

(8) 対人関係円滑化指導

刑事施設81庁全体では、57講座が実施されており、1施設当たりの平均実施講座は0.7講座である。各施設の実施講座数は0講座ないし8講座であり、39庁で実施されている。

これらのうち、小集団による講座は17講座であり、8庁で実施されている。

また、その他の形態による講座は、40講座である。各施設の実施講座は0講座ないし3講座で、33庁で実施されている。

表1 種類別実施講座数（小集団による講座）

	被害者	行動適正	自己啓発	自己改善	体育	行事	社会復帰	対人関係
全81庁の実施講座総数	4	76	24	7	3	0	16	17
1庁の平均実施講座数	0.0	0.9	0.3	0.1	0.0	0.0	0.2	0.2
最大値	2	4	6	6	1	0	2	7
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0
最頻値	0	1	0	0	0	0	0	0
最頻値の施設数	78	35	72	79	78	81	68	73

注 2つ以上の種類に該当する講座があるため、種類ごとの合計が講座総数とならない。

表2 種類別実施講座数（その他の形態による講座）

	被害者	行動適正	自己啓発	自己改善	体育	行事	社会復帰	対人関係
全81庁の実施講座総数	86	91	173	59	78	130	113	40
1庁の平均実施講座数	1.1	1.1	2.1	0.7	1.0	1.6	1.4	0.5
最大値	3	6	10	3	6	6	7	3
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0
最頻値	1	1	1	0	0	1	1	0
最頻値の施設数	41	38	28	36	33	24	26	48

注 2つ以上の種類に該当する講座があるため、種類ごとの合計が講座総数とならない。

表3 種類別実施講座数（合計）

	被害者	行動適正	自己啓発	自己改善	体育	行事	社会復帰	対人関係
全81庁の実施講座総数	90	167	197	66	81	130	129	57
1庁の平均実施講座数	1.1	2.1	2.4	0.8	1.0	1.6	1.6	0.7
最大値	3	7	10	7	6	6	7	8
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0
最頻値	1	1	1	0	0	1	1	0
最頻値の施設数	39	24	24	36	32	24	29	42

注 2つ以上の種類に該当する講座があるため、種類ごとの合計が講座総数とならない。

### 3 指導状況等

指導者や教材等の指導状況等の詳細について、種類及び形態別に述べる。

#### (1) 被害者感情理解指導

##### ア 小集団による講座

##### (ア) 指導内容

該当講座4講座は、いずれも被害者についての理解を深める内容のものであるが、DVに焦点を当てたもの（1講座）もあった。

なお、指導要領等が整備されている講座は3講座であった。

##### (イ) 指導回数

年間実施クール数（開講回数）は3クールないし4クールであり、平均クール

数は3.7クールである。1クール当たりの回数は、2回ないし10回であり、平均回数は5.3回である。1クール当たりの指導時間は、180分ないし900分であり、平均時間は247.5分である。

(ウ) 参加人数

1クルールの平均参加人数は11.9名であり、1講座当たりの年間参加人数は、21名ないし120名で平均44.0名である。

(エ) 指導者

教育部門職員（社会復帰促進センター等においては、教育担当企業職員を含む。以下同じ。）が指導者となっている講座が3講座、被害者団体関係者が指導者となっている講座が1講座である。

(オ) 指導方法

教育部門職員の指導方法として、講義・講話を実施しているとした講座とグループワークを実施しているとした講座がそれぞれ2講座あった。それぞれの方法の平均実施回数は、講義・講話が2.0回、グループワークが7.0回となっている。被害者団体関係者については、講義・講話を実施しており、実施回数は3回であった。

(カ) 教材

映像教材を使用している講座とワークシートを用いている講座がそれぞれ2講座ずつであった。使用されている映像教材のうち1講座については、矯正局制作の教材を挙げていた。

(キ) 今後使用したい教材

4講座すべてが映像教材を今後使用したい教材として挙げており、財産犯に対する指導のための被害者関連教材を希望する意見や、DVに関連する教材を希望する意見があった。

(ク) 実施上の問題点

指導内容が受刑者の個人的な事情に触れる場面が多く、多人数での実施が難しい、という意見があったほか、刑執行開始時指導期間に実施している講座では、参加者の犯罪の種類が様々であるため、犯罪の影響についても様々であり、深い内容について実施することが難しい、との意見が出ていた。

(ケ) 実施上の工夫

対象者を粗暴犯グループとわいせつ犯グループの2グループに分けて指導を図っている、といった指導対象者の編成に関する意見があった。

イ その他の形態による講座

(ア) 指導内容

該当講座86講座について、外部講師等の講話が主な内容のもの（38講座）と視聴覚教材の視聴が主な内容のもの（45講座）で9割以上を占めた。

なお、指導要領等が整備されていたのは、9講座であった。

(イ) 指導回数

1回ないし279回で、1回(23庁)としたものが最も多く、平均回数は16.5回である。279回実施している講座は、出所前の受刑者に対して、被害者についての理解を深める映像教材を視聴させるというものであった。

(ウ) 参加人数

3名ないし44,000名で、平均6,199.2名である。3名であった講座は、個別面接である。

(エ) 指導者(表4)

教育部門職員(31講座)が指導者となっている講座が最も多く、次いで被害者団体関係者(23講座)、他部門職員(8講座)、篤志面接委員等(5講座)となっている。なお、その他には大学教授や弁護士などが含まれている。

表4 被害者感情理解指導(その他の形態による講座)の指導者

指導者	講座数
教育関係職員	31
被害者団体関係者	23
他部門職員	8
篤志面接委員等	5
その他	13

(オ) 指導方法

教育部門職員については、視聴覚教材の視聴を実施している講座(20講座)が最も多かった。被害者団体関係者については、すべての講座について、講義・講話を実施していた。他部門職員については、視聴覚教材の視聴を実施している講座(5講座)が最も多く、篤志面接委員等については、講義・講話を実施している講座(4講座)が最も多かった。

(カ) 教材(表5)

映像教材を使用している講座が28講座あり、そのうち録画番組を挙げたものが17講座、矯正局が制作した教材を挙げたものが12講座あった。音声教材を挙げた講座は27講座あり、そのうち矯正局制作の「録音教材」を挙げた講座が26講座であった。

表5 被害者感情理解指導（その他の形態による講座）の使用教材

教材	講座数
映像教材	28
（録画番組	17）
矯正局制作教材	12
矯正局以外の制作による教材	10
音声教材	27
（矯正局制作の録音教材	26）
ワークシート	6
図書	2

注 複数回答

## (キ) 今後使用したい教材

25講座が使用したい教材として映像教材を挙げ、7講座が音声教材を挙げているが、その多くは被害者やその家族が自らの体験や苦しみについて語る内容の教材を望む意見であった。

## (ク) 実施上の問題点

外部講師との調整や確保について問題を抱えているものや適当な教材を選定・確保することに問題を抱えているとするものが多かった。

## (ケ) 実施上の工夫

実施後に感想文を書かせて考えや理解を深めさせている、という意見が多かった。また、刑執行開始時や釈放前指導の一部として実施している、という意見もあった。

## (2) 行動適正化指導

## ア 小集団による講座

## (ア) 指導内容（表6）

該当講座76講座のうち、「酒害教育」や「飲酒問題指導」などとして、アルコール関係の問題を扱っている講座（36講座）が最も多かった。次いで、窃盗事犯の問題を扱う講座（12講座）、性問題を扱う講座（5講座）、高齢者を対象とした講座（3講座）となっている。

なお、指導要領等が整備されているのは、70講座であった。

表6 行動適正化指導の指導内容別講座数

指導内容	小集団による講座	その他の形態による講座	合計
飲酒・アルコール関係	36	6	42
薬物関係	0	18	18
窃盗関係	12	0	12
高齢者関係	3	8	11
交通関係	0	11	11
性問題関係	5	1	6

## (イ) 指導回数

年間実施クール数（開講回数）は1クールないし84クールであり、平均クール数は3.7クールである。84クール実施している講座は、1クール当たり4回で1か月程度の比較的短いプログラムを、7組並行して毎月実施していた。1クール当たりの回数は、1回ないし16回であり、平均回数は7.6回である。1クール当たりの指導時間は、60分ないし1440分であり、平均時間は181.2分である。

## (ウ) 参加人数

1クルールの平均参加人数は8.9名であり、1講座当たりの年間参加人数は、2名ないし363名で平均33.0名である。

## (エ) 指導者（表7）

教育部門職員が指導者となっている講座（69講座）が最も多く、次いで自助グループメンバー（22講座）、篤志面接委員等（16講座）、他部門職員（13講座）となっている。処遇共助による少年施設の職員が指導者となっている講座（3講座）もあった。

表7 行動適正化指導（小集団による講座）の指導者

指導者	講座数
教育関係職員	69
自助グループメンバー	22
篤志面接委員等	16
他部門職員	13
少年施設職員	3
被害者団体関係者	1
その他	20

## (オ) 指導方法

教育部門職員については、講義・講話（52講座）が最も多く、1クール当たり4.3回実施している。次いでグループワーク（45講座）で、1クール当たり5.5回実施している。また、視聴覚教材の視聴（25講座）、SST（2講座）を実施している講座もあった。

自助グループメンバーについては、グループワーク（18講座）が最も多く、1クール当たり平均3.8回実施している。次いで、講義・講話（9講座）で、1クール当たり平均2.4回実施している。

篤志面接委員等については、講義・講話を実施している講座（15講座）が最も多く、1クール当たり平均2.7回実施している。次いで、グループワーク（3講座）であり、1クール当たり平均3.8回実施している。

他部門職員については、講義・講話（10講座）が最も多く、次いでグループワ

ーク（7講座）となっている。

少年施設の職員については、すべての講座においてグループワークを実施しており、1クール当たりの平均実施回数は5.0回であった。

(カ) 教材

映像教材を使用している講座が39講座、ワークシートを使用している講座が22講座あった。

(キ) 今後使用したい教材

映像教材を挙げた講座が34講座あり、アルコール問題を扱う講座では依存症者の回復の道りや体験談を語るなどの内容のものを求める意見が多く、その他窃盗事犯者に対する啓発的な内容のものや高齢者等向けに福祉関連の相談・援助機関等について紹介する内容のものを求める意見があった。

(ク) 実施上の問題点

参加者の資質や背景が様々であり苦勞しているとする意見が多く、受刑者の指導に対する動機や意欲の低さ、能力面での低さについて挙げている意見もあった。

(ケ) 実施上の工夫

対象者に合わせて、言葉を容易なものに変えて分かりやすいように説明しているという意見や、グループ内で意見が出やすいように場の雰囲気を作っているという意見など、指導における言葉や雰囲気に配慮している意見が多く見られた。

イ その他の形態による講座

(ア) 指導内容（表6）

該当する講座91講座について、薬物事犯関連の問題を扱う講座（18講座）が最も多く、次いで交通関係（11講座）、高齢者関係（8講座）となっている。

なお、指導要領等が整備されていたのは、14講座であった。

(イ) 指導回数

1回ないし316回で、1回（18庁）としたものが最も多く、平均回数は30.7回である。316回実施している講座は、個別にカウンセリングを実施している講座であった。

(ウ) 参加人数

20名ないし127,479名で、平均5,969.8名である。3名の講座は、個別面接である。127,479名とした講座は、行動適正化指導として工場担当職員等の処遇部門職員による訓話を行ったものである。

(エ) 指導者（表8）

教育部門職員（39講座）が指導者となっている講座が最も多く、次いで他部門職員（14講座）、自助グループメンバー（12講座）、篤志面接委員等（9講座）となっている。なお、その他には、臨床心理士や自動車教習所指導員などが含まれる。

表8 行動適正化指導（その他の形態による講座）の指導者

指導者	講座数
教育関係職員	39
他部門職員	14
自助グループメンバー	12
篤志面接委員等	9
被害者団体関係者	3
その他	17

(オ) 指導方法

教育部門職員については、視聴覚教材の視聴（22講座）が最も多く、次いで講義・講話（9講座）となっている。グループワーク（3講座）やSST（1講座）による指導を行っている講座もある。他部門職員については、視聴覚教材の視聴（6講座）が最も多い。自助グループメンバーについては、講義・講話（11講座）及びグループワーク（1講座）であり、講義・講話についての1講座当たりの平均指導回数は2.0回である。

(カ) 教材（表9）

映像教材を使用している講座が34講座あり、そのうち録画番組を挙げたものが14講座、矯正局が制作した教材を挙げたものが4講座あった。音声教材を挙げた講座は17講座あり、そのうち矯正局制作の「録音教材」を挙げた講座が15講座あった。

表9 行動適正化指導（その他の形態による講座）の使用教材

教材	講座数
映像教材	34
（録画番組	14
矯正局以外の制作による教材	11
矯正局制作教材	4
音声教材	17
（矯正局制作の録音教材	15
ワークシート	4
図書	9

注 複数回答

(キ) 今後使用したい教材

15講座が使用したい教材として映像教材を挙げ、3講座が音声教材を挙げている。暴力団離脱指導で使用できる教材を望む意見や外国人受刑者向けの音声教材を望む意見があった。

## (ク) 実施上の問題点

適当な教材を選定・確保することに問題を抱えているもの（19講座）や外部講師の確保や調整について（9講座）、指導の実施時間や場所の確保や調整について（9講座）が多く挙げられていた。

## (ケ) 実施上の工夫

感想文を指導終了後に書かせている点を挙げている意見が多く、対象者の評価だけでなく、今後の指導内容の参考とする意見も見られた。また、薬物の問題などを扱う教材について、近隣の保健所などから借用して使用しているという意見もあった。

## (3) 自己啓発指導

## ア 小集団による指導

## (ア) 指導内容

該当講座24講座は、短歌や書道等のクラブ活動（7講座）、高齢者や障害者向けのプログラム（6講座）、簿記・販売士等の資格取得のための講座（5講座）がその主な内容である。

なお、指導要領等が整備されている講座は9講座であった。

## (イ) 指導回数

実施クール数（開講回数）は1クールないし5クールであり、平均クール数は2.2クールである。1クール当たりの回数は、1回ないし25回であり、平均回数は9.3回である。1クール当たりの指導時間は、120分ないし2,250分であり、平均時間は614.2分である。

## (ウ) 参加人数

1クルールの平均参加人数は21.2名であり、1講座当たりの年間参加人数は、2名ないし326名で平均46.7名である。

## (エ) 指導者（表10）

教育部門職員が指導者となっている講座（14講座）が最も多く、次いで篤志面接委員等（8講座）、他部門職員（3講座）となっている。少年施設の職員が指導者となっている講座（1講座）もあった。

表10 自己啓発指導（小集団による講座）の指導者

指導者	講座数
教育関係職員	14
篤志面接委員等	8
他部門職員	3
少年施設職員	1
その他	3

## (オ) 指導方法

教育部門職員については、講義・講話（10講座）が最も多く、1クール当たりの平均実施回数は6.0回である。グループワーク（4講座）を実施している講座もあり、1クール当たりの平均実施回数は9.5回である。

篤志面接委員等については、講義・講話（4講座）が最も多く、1クール当たりの平均実施回数は、6.0回である。

他部門職員については、いずれの講座においても講義・講話を実施している。

少年施設の職員については、講義・講話を実施している。

## (カ) 教材

映像教材を使用している講座が3講座、ワークシートを用いている講座1講座あった。

## (キ) 今後使用したい教材

図書を挙げた講座が1講座あるのみで、その他の形態による講座については、特に挙げられていなかった。

## (ク) 実施上の問題点

参加者の資質や背景が様々であり苦勞しているとする意見が多く、対象となる受刑者の選定や確保が難しい、という意見もあった。

## (ケ) 実施上の工夫

個別に話し掛けて良い点をほめるようにしているという意見や、対象者が興味を持てる題材を準備しているという意見など、対象者のモチベーションを高めるための取組についての意見があった。

## イ その他の形態による講座

## (ア) 指導内容

該当する講座173講座について、「教養番組視聴」などビデオ教材等の視聴により教養等を身に付けることを主な内容とするもの（81講座）が4割以上を占めて最も多く、次に、「読書指導」など読書を主な内容とするもの（24講座）、クラブ活動を主な内容とするもの（24講座）が多くなっている。

なお、指導要領等が整備されていたのは、28講座であった。

## (イ) 指導回数

1回ないし150回で、24回（47庁）としたものが最も多く、この47庁の多くは毎月の教育的処遇日を当該講座の指導日としているものである。平均回数は24.4回である。

## (ウ) 参加人数

1名ないし217,891名で、平均11,886.0名である。3名の講座は、個別面接である。217,891名とした講座は、社会復帰促進センターにおける日記指導である。

## (エ) 指導者（表11）

教育部門職員（94講座）が指導者となっている講座が最も多く、次いで他部門職員（34講座）、篤志面接委員等（27講座）となっている。少年施設職員が指導者となっている講座（2講座）もあった。なお、その他には、画家やダンスの講師、陶芸の指導員などが含まれる。

表11 自己啓発指導（その他の形態による講座）の指導者

指導者	講座数
教育関係職員	94
他部門職員	34
篤志面接委員等	27
少年施設職員	2
その他	14

(オ) 指導方法

教育部門職員については、視聴覚教材の視聴（32講座）が最も多く、講義・講話（2講座）もあったほか、グループワーク（1講座）やSST（1講座）による指導を行っている講座もある。他部門職員については、視聴覚教材の視聴（7講座）が最も多い。篤志面接委員等については、該当27講座のうち18講座がクラブ活動の指導者となっており、講義のほか、実技指導などに当たっている。少年施設の職員は、読書指導や教養番組視聴後に作成した感想文の添削・指導に当たっている（2講座）。

(カ) 教材（表12）

映像教材を使用している講座が47講座あり、そのうち録画番組を挙げたものが38講座、矯正局が制作した教材を挙げたものが2講座あった。音声教材を挙げた講座は50講座あり、そのうち矯正局制作の「録音教材」を挙げた講座が38講座あった。

表12 自己啓発指導（その他の形態による講座）の使用教材

教材	講座数
映像教材	47
（録画番組	38
矯正局制作教材	2
矯正局以外の制作による教材	1
音声教材	50
（矯正局制作の録音教材	38
ワークシート	7
図書	18

注 複数回答

## (キ) 今後使用したい教材

23講座が使用したい教材として映像教材を挙げ、8講座が音声教材を挙げているが、およそ8割に当たる130以上の講座については、特に回答が挙げられていなかった。

## (ク) 実施上の問題点

適当な教材を選定・確保することに問題を抱えているもの(39講座)が多く、次いで評価の難しさを挙げているもの(16講座)が多かった。

## (ケ) 実施上の工夫

受刑者の立場で参考になりそうな内容の番組を吟味しているという意見や、指導時間に合わせて番組を編集しているといった映像教材についての意見が多かった。

## (4) 自己改善目標達成指導

## ア 小集団による指導

## (ア) 指導内容

該当講座7講座は、すべて社会復帰促進センターのものであり、多くは高齢者や障害者等向けのプログラム(5講座)となっている。

なお、指導要領等については、7講座すべてについて整備されていた。

## (イ) 指導回数

実施クール数(開講回数)は1クールないし3クールであり、平均クール数は2.2クールである。1クール当たりの回数は、3回ないし12回であり、平均回数は8.4回である。1クール当たりの指導時間は、270分ないし720分であり、平均時間は535.7分である。

## (ウ) 参加人数

1クルールの平均参加人数は30.7名であり、1講座当たりの年間参加人数は、4名ないし326名で平均67.5名である。

## (エ) 指導者

いずれの講座も教育部門職員が指導者となっている。

## (オ) 指導方法

講義・講話による指導が5講座において実施されており、1クールあたりの平均実施回数は7.0回である。また、グループワークによる指導が3講座において実施されており、1クール当たりの平均実施回数は8.7回である。

## (カ) 教材

ワークシートを用いている講座が2講座あった。

## (キ) 今後使用したい教材

7講座のうち1講座が、再犯防止に向けての自己管理を内容とする映像教材及び音声教材を挙げている。

## (ク) 実施上の問題点

参加者の資質や背景が様々であり苦勞しているとする意見（5講座）が多かった。

## (ケ) 実施上の工夫

参加者の状況に配慮しながら内容を決めているとする意見や、個別的な働き掛けを通じて本人のモチベーションを高めるよう工夫しているという意見があった。

## イ その他の形態による講座

## (ア) 指導内容

該当する講座59講座について、自己目標の設定や自己評価を内容とするもの（29講座）が約半数を占め、次いでワークブック等の課題等の取組を内容とするもの（10講座）や教材の視聴・聴取を主な内容とするもの（6講座）が多くなっている。また、課題読書（3講座）や意見発表会を挙げるもの（2講座）もあった。

なお、指導要領等が整備されていたのは、11講座であった

## (イ) 指導回数

2回ないし630回で、24回（18庁）としたものが最も多く、平均回数は40.9回である。630回としたものは、工場担当職員等による矯正処遇目標の告知と指導を行っているものであった。

## (ウ) 参加人数

18名ないし44,200名で、平均10,060.7名である。受刑者全体を対象とするものが多く、参加人数も多くなっている。

## (エ) 指導者（表13）

教育部門職員（37講座）が指導者となっている講座が最も多く、次いで他部門職員（21講座）、篤志面接委員等（4講座）となっている。

表13 自己改善指導（その他の形態による講座）の指導者

指導者	講座数
教育関係職員	37
他部門職員	21
篤志面接委員等	4

## (オ) 指導方法

自主的な学習が多く、教育部門職員及び他部門職員については、取組内容の説明や取組状況の確認、また提出されたものについての確認や添削、コメント記載等の事後指導がほとんどである。

## (カ) 教材

ワークシートを使用している講座が21講座あり、図書を挙げた講座が6講座、音声教材が5講座（うち4講座が録音教材）、映像教材が3講座である。

(キ) 今後使用したい教材

ワークシートを挙げたものが2講座、映像教材、音声教材についてそれぞれ1講座が使用したい教材として挙げている。9割以上の講座は、特にないとの回答であった。

(ク) 実施上の問題点

評価の難しさを挙げているもの（12講座）が最も多く、次いで個別的な手当ての難しさを挙げているもの（6講座）が多かった。

(ケ) 実施上の工夫

自己目標設定や自己評価、ワークブック等についての提出物について、教育部門だけでなく処遇部門が見る機会を作っているという意見や、それぞれにコメントを付して返しているという意見があった。

(5) 体育

ア 小集団による指導

(ア) 指導内容

該当講座3講座のうち、2講座が高齢者向けの健康講座である。  
なお、いずれの講座も指導要領等が整備されている。

(イ) 指導回数

実施クール数（開講回数）は1クールないし4クールであり、平均クール数は2.3クールである。1クール当たりの回数は、2回ないし12回であり、平均回数は5.7回である。1クール当たりの指導時間は、90分ないし600分であり、平均時間は260.0分である。

(ウ) 参加人数

1クルールの平均参加人数は8.6名であり、1講座当たりの年間参加人数は、13名ないし28名で平均19.7名である。

(エ) 指導者

教育部門職員が指導者となっている講座が2講座であり、残り1講座は元看護師が指導に当たっている。

(オ) 指導方法

教育部門職員については、2講座とも講義・講話を実施しており、1クール当たりの平均実施回数は6.0回である。また、1講座についてはグループワークを実施している。

(カ) 教材

ワークシートを用いている講座が1講座ある。

(キ) 今後使用したい教材

図書を挙げた講座が1講座あるのみで、その他の形態による講座については、特に挙げられていなかった。

(ク) 実施上の問題点

適切な教材を選定・確保することに問題を抱えているもの、対象受刑者の選定や確保に問題を抱えているもの、それぞれ1講座ずつあった。

(ケ) 実施上の工夫

対象者の特徴を考慮した内容を実施しているという意見や感想文を書かせているという意見があった。

イ その他の形態による講座

(ア) 指導内容

該当する講座78講座について、運動会や体育大会を内容とするもの(13講座)とその他スポーツ関係の大会を内容とするもの(30講座)で半数以上を占める。その他、健康維持のための指導・講話、エアロビクス、高齢者や障害者等のための太極拳<sup>けん</sup>指導などがあった。

なお、指導要領等が整備されていたのは、20講座であった。

(イ) 指導回数

1回ないし1,860回で、平均回数は66.9回である。

(ウ) 参加人数

18名ないし310,250名で、平均16,417.9名である。日々の運動を計上している講座があるため、大きな数値となっている。

(エ) 指導者(表14)

教育部門職員(46講座)が指導者となっている講座が最も多く、次いで他部門職員(20講座)、篤志面接委員等(2講座)、少年施設の職員(2講座)などとなっている。

表14 体育(その他の形態による講座)の指導者

指導者	講座数
教育関係職員	46
他部門職員	20
篤志面接委員等	2
少年施設職員	2
その他	8

(オ) 指導方法

いずれの指導者についても、運動・スポーツの実技指導がほとんどとなっている。

## (カ) 教材

音声教材を使用している講座が6講座（うち4講座が録音教材）あり、映像教材が2講座，ワークシート，図書を挙げた講座がそれぞれ1講座あった。

## (キ) 今後使用したい教材

映像教材を挙げたものが5講座あり，生活習慣病やストレスなどの健康についての内容のものや筋力トレーニングや体操についての内容のものを挙げていた。音声教材については2講座が挙げているが，内容は映像教材のものと同じである。

## (ク) 実施上の問題点

実施時間や場所の確保・調整の難しさを挙げているもの（12講座）が最も多く，次いで受刑者の資質に差があることの難しさを挙げているもの（7講座）が多かった。

## (ケ) 実施上の工夫

高齢者などだれでも参加できるような内容を取り入れたという意見が見られたほか，飛びにくいボールを使うことでより狭い場所でソフトボール大会を実施するなど場所や時間など物理面の工夫をしている意見が見られた。

## (6) 行事

## ア 小集団による講座

該当する講座はない。

## イ その他の形態による講座

## (ア) 内容

該当する130講座のうち，運動会や体育会に関するものが45講座，その他スポーツ大会に関するものが36講座あり，これらで6割以上を占める。その他，誕生会（12講座），観桜会（7講座）などがあった。

## (イ) 指導回数

1回ないし51回で，平均回数は6.9回である。

## (ウ) 参加人数

3名ないし6,719名で，平均906.6名である。

## (エ) 指導者（表15）

教育部門職員（94講座）が指導者となっている講座が最も多く，次いで他部門職員（30講座），篤志面接委員等（8講座），少年施設の職員（1講座）などとなっている。なお，その他には，更生保護女性会などが含まれる。

表15 行事（その他の形態による講座）の指導者

指導者	講座数
教育関係職員	94
他部門職員	30
篤志面接委員等	8
少年施設職員	1
その他	16

## (オ) 指導方法

教育部門職員については、講義・講話（13講座）、視聴覚教材の視聴（8講座）となっており、その他のほとんどは実技指導となっている。他部門職員についても同様であり、講義・講話（5講座）及び視聴覚教材の視聴（3講座）のほかは、実技指導がほとんどである。篤志面接委員等については、講義・講話（6講座）が最も多い。少年施設職員については、スポーツの実技指導を実施している。

## (カ) 教材

映像教材を使用している講座が7講座あり、音声教材が5講座（うち1講座が録音教材）あった。

## (キ) 今後使用したい教材

映像教材及び図書を挙げている講座がそれぞれ1講座あったほかは、特に挙げられていない。

## (ク) 実施上の問題点

実施時間や場所の確保・調整の難しさを挙げているもの（16講座）が最も多かった。

## (ケ) 実施上の工夫

実施後に感想文を書かせて、今後の実施の参考にする、というものや他部門との連携・協力について言及している意見が見られた。

## (7) 社会復帰支援指導

## ア 小集団による指導

## (ア) 指導内容

該当講座16講座は、簿記や危険物取扱者等の資格取得のための指導（6講座）、高齢者を対象とする指導（4講座）、就労に関する指導（2講座）が主な内容である。

なお、指導要領等が整備されていたのは、13講座であった。

## (イ) 指導回数

実施クール数（開講回数）は1クールないし4クールであり、平均クール数は1.8クールである。1クール当たりの回数は、5回ないし25回であり、平均回数

は10.0回である。1クール当たりの指導時間は、300分ないし3,000分であり、平均時間は896.3分である。

(ウ) 参加人数

1クルールの平均参加人数は31.6名であり、1講座当たりの年間参加人数は、1名ないし669名で平均56.9名である。

(エ) 指導者 (表16)

教育部門職員が指導者となっている講座(8講座)と篤志面接委員等(8講座)が指導者となっている講座(8講座)が多く、他部門職員が指導者となっているもの(3講座)もある。

表16 社会復帰支援指導(小集団による講座)の指導者

指導者	講座数
教育関係職員	8
篤志面接委員等	8
他部門職員	3
その他	7

(オ) 指導方法

教育部門職員については、講義・講話(7講座)が最も多く、1クールあたりの平均実施回数は4.4回である。グループワーク(3講座)を実施している講座もあり、1クール当たりの平均実施回数は2.7回である。また、SSTを実施している講座(1講座)もあり、1クール当たり4回実施している。

篤志面接委員等については、いずれの講座も講義・講話(8講座)を実施しており、1クール当たりの平均実施回数は、6.9回である。また、グループワークを実施している講座(1講座)もあり、1クール当たり1回実施している。他部門職員については、いずれの講座においても講義・講話(3講座)を実施しており、1クール当たりの平均実施回数は1.0回である。グループワークを実施している講座(1講座)もあり、1クール当たりの実施回数は6回である。

(カ) 教材

図書を使用している講座が10講座、ワークシートを使用している講座が5講座、映像教材を使用している講座が1講座あった。図書は、資格取得のための指導講座等の参考書・問題集である。ワークシートは、高齢者を対象とする指導と就労に関する指導において用いられていた。

(キ) 今後使用したい教材

映像教材を挙げた講座が3講座、ワークシートを挙げた講座が1講座あるのみで、その他の形態による講座については、特に挙げられていなかった。映像教材

については、福祉関係等の公的手続きについて紹介するもの、就労意欲を高めるものという意見があった。

(ク) 実施上の問題点

参加者の資質や背景が様々であり苦勞しているとする意見（4講座）や受刑者の動機や能力が低いと言う意見（4講座）が多かった。

(ケ) 実施上の工夫

教育委員会が実施していた出前講座を利用して参加者への講義を実施した意見や、講座開始前に個別に事前課題に取り組みせ、意欲を高めた上で講座を開始した意見などがあった。

イ その他の形態による講座

(ア) 指導内容

該当する講座113講座について、通信教育（29講座）、資格取得のための指導を内容とするもの（22講座）、就労に関する指導（22講座）、教材の視聴・聴取を内容とするもの（14講座）、面接・相談（5講座）、基礎学力を付与する指導（4講座）が主な内容である。

なお、指導要領等が整備されていたのは、10講座であった。

(イ) 指導回数

1回ないし243回で、12回（13庁）としたものが最も多い。平均回数は20.9回である。

(ウ) 参加人数

4名ないし44,000名で、平均2,852.4名である。

(エ) 指導者（表17）

教育部門職員（34講座）が指導者となっている講座が最も多く、次いで篤志面接委員等（15講座）となっている。他部門職員が指導者となっている講座（9講座）、自助グループメンバーが指導者となっている講座（1講座）もあった。なお、その他には、保護観察官やハローワーク職員、社会保険労務士などが含まれる。

表17 社会復帰支援指導（その他の形態による講座）の指導者

指導者	講座数
教育関係職員	34
篤志面接委員等	15
他部門職員	9
自助グループメンバー	1
その他	32

## (オ) 指導方法

教育部門職員については、講義・講話（8講座）、視聴覚教材の視聴（8講座）が多かった。SST（1講座）、グループワーク（1講座）を実施している講座もあった。その他、通信教育等の自主的な取組について、取組開始時の説明や取組状況及び提出物についての確認・指導等が挙げられていた。篤志面接委員等については、講義・講話（10講座）が多く、平均指導回数は48.8回であるが、年間243回講義を実施している講座もあった。他部門職員については、講義・講話（2講座）、視聴覚教材視聴（2講座）となっている。自助グループメンバーについては、講義・講話を実施していた。

## (カ) 教材

映像教材を使用している講座が15講座あり、そのうち矯正局が制作した教材を挙げたものが1講座、録画番組を挙げたものが10講座あった。音声教材を挙げた講座は13講座あり、そのすべてが矯正局制作の「録音教材」を挙げていた。図書を使用している講座が9講座、ワークシートを使用している講座が3講座あった。

## (キ) 今後使用したい教材

使用したい教材として10講座が映像教材を挙げたほか、3講座がワークシートを挙げ、音声教材と図書をそれぞれ2講座が挙げた。90以上の講座については、特になしとしている。

## (ク) 実施上の問題点

適当な教材を選定・確保することに問題を抱えているもの（12講座）が多く、次いで外部講師の確保や調整に困難を抱えているもの（11講座）が多かった。

## (ケ) 実施上の工夫

通信教育等について、個別の進行状況等について把握し、個別に指導できる体制を整えているという意見や、面接等の個別的な働き掛けを通して、学習意欲を喚起しているという意見が見られた。

## (8) 対人関係円滑化指導

## ア 集団による指導

## (ア) 指導内容

該当講座17講座は、障害者向けのプログラム（10講座）や家族等に問題を抱える者に対する指導（2講座）が主な内容となっている。なお、障害者向けのプログラムを実施している10講座は、いずれも社会復帰支援センターによるものである。また、窃盗事犯者で人間関係の障害が社会生活の妨げとなっている者に対する指導（1講座）も実施されていた。

なお、指導要領等が整備されていたのは、15講座であった。

## (イ) 指導回数

実施クール数（開講回数）は1クールないし5クールであり、平均クール数は

2.5クールである。1クール当たりの回数は、2回ないし12回であり、平均回数は8.2回である。1クール当たりの指導時間は、180分ないし1,080分であり、平均時間は591.8分である。

(ウ) 参加人数

1クールの平均参加人数は17.0名であり、1講座当たりの年間参加人数は、4名ないし326名で平均42.5名である。

(エ) 指導者 (表18)

教育部門職員が指導者となっている講座 (13講座) が最も多く、その他篤志面接委員等、少年施設職員が指導者となっている講座がそれぞれ2講座などとなっている。

表18 対人関係円滑化指導 (小集団による講座) の指導者

指導者	講座数
教育関係職員	13
篤志面接委員等	2
少年施設職員	2
その他	7

(オ) 指導方法

教育部門職員については、講義・講話 (11講座) が最も多く、1クール当たりの平均実施回数は5.7回である。グループワーク (4講座) を実施している講座もあり、1クール当たりの平均実施回数は6.8回である。また、SSTを実施している講座 (1講座) もあった。

篤志面接委員等については、講義・講話 (1講座) を実施している講座と個別面接を実施している講座 (1講座) であった。少年施設職員については、講義・講話 (1講座) を実施している講座とSSTを実施している講座 (1講座) であった。

(カ) 教材

ワークシートを使用している講座が5講座、映像教材を使用している講座が2講座あった。

(キ) 今後使用したい教材

映像教材を挙げた講座が2講座、音声教材を挙げた講座が1講座あるのみであった。

(ク) 実施上の問題点

参加者の資質や背景が様々であり苦勞しているとする意見 (8講座) が多く見られた。

## (ケ) 実施上の工夫

指導者の介入により、参加者が意見発表をしやすい環境作りに配慮している、という意見や、初回時にアンケートを実施し、その内容を個々の状況把握や講座内で取り上げるテーマの参考にしている、という意見もあった。

## イ その他の形態による講座

## (ア) 指導内容

該当する講座40講座について、ビデオ等の教材の視聴により学習することを内容とするもの（13講座）、個別面接（10講座）、講話を内容とするもの（4講座）、SSTの実施等を内容とするもの（3講座）、話し方に関する指導等を内容とするもの（2講座）が主な内容である。

なお、指導要領等が整備されていたのは、6講座であった。

## (イ) 指導回数

1回ないし794回で、平均回数は47.8回である。

## (ウ) 参加人数

7名ないし33,600名で、平均5,729.6名である。

## (エ) 指導者（表19）

篤志面接委員等（13講座）が指導者となっている講座が最も多く、次いで教育部門職員（9講座）となっている。他部門職員が指導者となっている講座（6講座）、少年施設職員が指導者となっている講座（1講座）もあった。

表19 対人関係円滑化指導（その他の形態による講座）の指導者

指導者	講座数
篤志面接委員等	13
教育関係職員	9
他部門職員	6
少年施設職員	1
その他	5

## (オ) 指導方法

篤志面接委員等については、講義・講話（4講座）、グループワーク（1講座）のほか、個別面接を実施していた（5講座）。教育部門職員については、視聴覚教材の視聴（5講座）、講義・講話（2講座）を主に実施しており、SSTを実施している講座（1講座）もあった。他部門職員は、視聴覚教材視聴（3講座）、グループワーク（1講座）のほか、個別面接（3講座）の実施もあった。少年施設職員は、講義・講話及びSSTを実施していた。

## (カ) 教材

音声教材を使用している講座が11講座あり、そのすべてが矯正局制作の「録音

教材」を挙げている。映像教材を挙げた講座は9講座あり、矯正局制作の教材を挙げた講座が1講座、録画番組を挙げた講座が7講座あった。図書、ワークシートを使用している講座がそれぞれ1講座ずつあった。

(キ) 今後使用したい教材

使用したい教材として5講座が映像教材を挙げたほか、3講座がワークシートを挙げ、2講座が音声教材を挙げた。

(ク) 実施上の問題点

適当な教材を選定・確保することに問題を抱えているもの(8講座)が多く、次いで外部講師の確保や調整に問題を抱えているもの(5講座)や実施時間や場所の確保や調整に問題を抱えているもの(5講座)が多かった。

(ケ) 実施上の工夫

他施設で活用している映像教材等の情報を基に、活用できそうな教材を選定しているという意見や、活用できそうな番組等があれば、積極的に利用しているという意見があった。

#### 4 一般改善指導全体の課題等

(1) 実施を検討している指導について

現在、新たに一般改善指導として実施を検討しているものを問うたところ、窃盗事犯者に対する指導を挙げた施設が9庁、高齢者に対する指導を挙げた施設が7庁、就労・職業に関する指導を挙げた施設が6庁、アルコール関係の問題を扱う講座を挙げた施設が4庁あった。また、適切な自己主張や自己表現について学ぶアサーショントレーニングの導入を検討している施設やストレスマネジメントやアンガーマネジメントといった自己の感情コントロールについての指導の導入を検討している施設もあった。

意見の中には、ワークブックによる自習形式の指導を検討している施設も数庁あったほか、処遇部門が行っている担当訓話等の日々の指導について一般改善指導への繰り込み方策を検討するとした施設や、現在の職員や業務の状況から、これ以上の指導内容の増加は困難と回答した施設もあった。

(2) 教材について

何らかの教材があれば実施したいと考えている一般改善指導があるかを問うたところ、窃盗事犯者に対する指導を挙げた施設が7庁、アルコール関係の問題についての指導を挙げた施設が6庁、就労・職業についての指導を挙げた施設が3庁あった。

窃盗事犯者に対する指導に使用したい教材としては、具体的場面に即して自己の問題行動を考えさせる内容についての映像教材、犯罪による被害者の声とその犯罪によって受ける影響について収録された教材、万引きをしないでも済むような生活をどのように自分でしていかなければならないかを考えさせる教材といった意見が挙げられ

ていた。

アルコール関係の問題についての指導に使用したい教材としては、アルコール依存やその被害、対処法などを説明した教材、酒がもたらす心身への悪影響を内容とした教材、断酒会の活動や断酒会に行く気にさせられるような映像教材といった意見が挙げられていた。

就労・職業についての指導に使用したい教材としては、現在配布されている録音教材の「職業案内」の内容を強化したもの、中高年の受刑者でも就労できそうな職業に関する職業案内を内容とする映像教材といった意見が挙げられていた。

また、高齢者に対する指導を実施するための、高齢者に生活意欲を喚起させる内容の教材、ギャンブルやDV、虐待などの問題性についての教材、知的障害や発達障害等のある受刑者向けの教材などを希望する意見もあった。その他、犯罪や問題行動につながる認知のゆがみや考え方について、自己点検し、自分で修正していくことを促すような教材や、「録音教材」のような視聴覚教材を望む意見も見られた。

### (3) 一般改善指導全般の課題・問題点について

一般改善指導全般について、実施上感じている苦労や問題点を問うたところ、最も多かった意見は指導に当たる職員数の増強と指導力の養成についてであった。指導に携わる職員が少ないため、現在抱えているカリキュラムをこなす以外に余裕がない、という意見や、受刑者個々の問題性や必要に応じた指導を実施したいが、現実問題として、絶対的な指導者不足や実施体制の困難さがあり、当面は一斉放送等の方法にならざるを得ないという意見、各種の指導科目に対して、専従の指導者がいないため、視聴覚教材などに頼り、質の向上が望めず、いわゆるマンネリ化してくるといった意見が挙げられていた。また、職員負担の軽減、処遇部門を中心とする他部門との連携、全庁的な取組の必要性についての意見もあった。

評価についての意見も多く、その困難性が意見のほとんどであり、一般改善指導の対象者が非常に多いのに加え、評価担当者が少ないため、評価業務が困難であるという意見や、一般改善指導日に各居室等において指導を実施しているが、指導を主に居室担当者にゆだねる側面があり、個人の評価が明確化されない、一般改善指導として各種指導を行うことはできるが、適当な評価やフィードバックにまで手が回らないのが現状であり、指導の数を増やすか、指導の質を向上させるかの二者択一となる傾向にあり、難しい状況にあるなどの意見が見られた。

また、指導の計画段階についての意見としては、一般改善指導の実践プログラムを策定する上で、参考となる標準プログラムがないため、より効果的なプログラムを策定するのに苦慮するというものが見られた。指導の実施段階についての意見としては、多数の受刑者を対象とする指導について、資質や能力の違いに応じた指導に苦労を感じるという意見や個別的な手当ては難しいとする意見が見られた。その他、実施場所や時間、多数の受刑者を集めての指導に関しての保安的な懸念について

の意見もあった。

## IV 考察

### 1 一般改善指導の実施状況

今回の調査結果から、施設における一般改善指導の平均的な実施状況をまとめると次のようになる。

一般改善指導は、10講座前後実施しており、小集団による指導を1ないし2講座、その他の形態による講座を9ないし10講座実施している。内容は、小集団による指導については、アルコールの問題を抱える者に対する指導か窃盗事犯者に対する指導のいずれかを実施しており、その他の指導については、8種類それぞれについて、各1ないし2講座を実施している。これらのうち2ないし3講座が視聴覚教材の視聴によるもので、1ないし2講座が講話によって実施されている。また、月2回程度設けられている矯正指導を行う日に、自己啓発指導や自己改善目標達成指導の講座を中心に、一般改善指導の数講座が実施されている。また、体育や行事として運動会やスポーツ大会が行われている。

これは、あくまで平均的な状況であり、個別に施設を見るとそれぞれに状況は異なっている。

改善指導は、一般改善指導と特別改善指導に分類されるが、一般改善指導は、薬物依存離脱指導や暴力団離脱指導などの特別改善指導以外の改善指導とされる。今回の調査結果では、調査を実施したすべての刑事施設において、何らかの一般改善指導が実施されていたが、例えば各施設の実施講座数を取り上げても1講座の施設ないし33講座の施設までであるなど、施設間に差があることが分かった。

このような施設間の差について、各施設の収容する受刑者の違いや、人的資源の状況の違いなどが一つの大きな要因であると思われる。例えば、今回の調査では、社会復帰促進センターについて、3施設が調査対象となっていたが、この3施設の実施講座数の平均は、小集団による講座が7.3講座、その他の形態による講座が6.3講座で合計13.7講座となっている。その他の形態による講座については、全体平均の9.1講座を下回っているが、小集団による講座については、全体平均である1.7講座を大きく上回っており、合計講座数でも全体平均の10.8講座を上回っている。また、全国の少年刑務所7施設の実施講座数の平均を見ると、小集団による講座が1.3講座、その他の形態による講座が17.9講座で、合計19.1講座となっており、小集団による講座については、全体平均を若干下回るものの、その他の形態による講座については、全体平均を大きく上回っており、合計講座数でも、全体平均を上回る結果となっている。これらは、講座数のみの単純な比較ではあるが、施設の種別等の違いが、一般改善指導の実施状況の違いに反映されることを、一面的にはあるが示していると言える。

一般改善指導は、特定の問題を抱える対象者に対して行われる特別改善指導と異なり、それらの問題を抱えていなくても指導を受ける対象となり得るものであって、刑事施設において受刑者に対する教育・指導が求められる昨今の情勢を考えれば、性犯罪事犯者や薬物事犯者などに対する特別改善指導だけでなく、この一般改善指導についてもその充実が求められるのは言うまでもない。

しかし、一般改善指導は対象となる受刑者が多いことに加え、指導領域も被害者感情理解や行動適正化、対人関係円滑化など広範囲なものであり、限られた人的資源で特別改善指導とともに充実させるには、困難な面も少なくない。このような一般改善指導を充実させるためには、現在実施している上であい路となっている部分をできるだけ取り除き、より取り組みやすいものとする必要があると言える。

## 2 一般改善指導の指導内容について

特別改善指導では、種類及び内容が定められており、それぞれについて標準的なプログラムが示されている。一方、一般改善指導については、種類が定められているのみで、内容については例示されているが、プログラムについては示されていない。したがって、一般改善指導は、各施設の事情に合わせて柔軟に取り組むことができる反面、各施設が指導の構成を組み立てる必要があり、実施に当たって手間が掛かる面がある。特に小集団による指導の場合、まとまった指導を一定期間行うことから、指導の全体の大きな枠組みの中の一つ一つについて、検討を積み重ねて計画する必要があり、一層手間が掛かる。スタッフが限られている状況で、このような計画から実施することは難しく、今回の調査でも、その点の苦勞を挙げている意見もあった。

多くの施設で同様の一般改善指導を実施しているということは、それだけ多くの対象者が存在するということであり、必要性の高さを示しているとも言える。施設間の統一性という点からも、このような状況にある指導については、標準的なプログラムを示し、実施に当たってのハードルを下げる必要があると言える。

今回の調査において、小集団による指導がなされている一般改善指導のうち、行動適正化指導におけるアルコール関係の問題を扱う講座と窃盗事犯の問題を扱う講座については実施施設が多く、今後の実施を検討している施設も複数ある状況にある。これらの講座については、標準的なプログラムの整備が求められている。とりわけ、アルコール関係の問題については、監獄法のもと「処遇類型別指導」として指導が行われていたことから実施されているものであり、これまでの実施施設で蓄積された様々な知見を生かしていく必要があると思われる。

## 3 他の部門との連携

一般改善指導における指導者は、今回の調査の結果、その多くが教育部門職員であったが、篤志面接委員や自助グループ、被害者関係団体の関係者、少年施設の職員なども

相当数の講座で指導者となっていることが分かった。各施設が様々な方面からのかかわりや協力を得ながら、一般改善指導を実施している様子がうかがえた。また、施設内の他部門の職員が指導者として挙げられている講座も少なくなかった。

一般改善指導は、教育部門で完結することではなく、様々な人の協力の上で実施されており、それだけ様々な調整業務を必要とする。人的部分の調整に加えて、実施場所や時間についても制約を受けることが多く、その点が指導実施上の苦勞として挙げられていた。このような調整は今後も欠かすことはできないが、少しでもその負担や障害が軽減されるためにも、一般改善指導を実施することの必要性について、施設全体で取り組むことが必要であろう。特に、施設内の他部門については、職員や受刑者、時間、場所と調整する案件も多く、理解を得ることがより重要となる。そのためにも教育部門以外の職員が一般改善指導にかかわることは、指導についての理解を深める上で有意義なことであろう。より多くの職員がこの指導にかかわり、部門を越えて全庁的に取り組んでいくことが重要であると言える。

今回の調査では、幾つかの講座において、工場担当職員等が実施している処遇内容について、一般改善指導としてとらえているものがあつた。例えば、工場担当職員等による対象受刑者への助言・面接指導などである。これらを行動適正化指導や自己改善指導、対人関係円滑化指導等の一部としてとらえ、一般改善指導としてとらえるものである。これは、これまで行われてきた処遇を教育的な側面からとらえ直し、それを改善指導であるとするものであつて、教育部門以外の職員が一般改善指導に携わることにつながるものでもあり、その意義は大きいと思われる。ただし、このとらえ直しが名目的、形式的なものとならないようにすることが大切であり、処遇を実施している職員自身が、その処遇を改善指導の一環として実施しているという意識を持つこと、また直接は指導をしていない他の施設職員についても、共通的な認識を持つことが必要であると思われる。

#### 4 映像・音声教材について

今回の調査では、映像教材を使用している講座が一般改善指導全体で180講座、音声教材を使用している講座が同様に112講座あつた。また、その他の形態による講座の約2割に当たる140講座で「視聴覚教材視聴」といった、映像教材や音声教材の視聴が主な内容の講座が実施されていた。このように、一般改善指導において、映像教材や音声教材がよく使用されている現状が明らかになった。限られたスタッフで一般改善指導を実施しなければならない現状の中で、映像・音声教材は少ない人手をカバーする貴重な手段となっているのであろう。

様々な映像・音声教材のうち、矯正局が制作している教材がこの大きな部分を占めている。一般改善指導の全8種類のうち、体育と行事を除く6種類すべてにおいて矯正局が制作している映像・音声教材を使用している講座があり、幅広い内容の教材が矯正局によって制作されており、施設がそれらを一般改善指導の場で活用していることがうか

がえる。

ただし、それだけでは十分ではなく、各施設では矯正局が制作した映像・音声教材のほかに、市販の映像教材などを活用している。一般改善指導として収容しているすべての受刑者に放映するのに用いる映像教材の場合、同じ教材を使用すると受刑者が関心を持たず、時には不満が出る可能性もあることから、常に過去に使用していない教材を探す必要がある。また、そのような教材を使用する頻度も少なくないことから、適当な教材の確保を苦勞・問題点として挙げる講座が多く、教材の確保に当たっている教育部門職員の苦勞を述べたものもあった。各施設にとって、適当な教材を整備することは、重要でかつ苦勞を伴う問題であると言える。

先に述べたように、矯正局が制作している教材は、様々な領域にわたっており、現状において各施設において活用されているところである。しかし、施設の教材に対するニーズをすべて満たしているわけではなく、満たしていない部分については施設それぞれの努力によるところが大きい。今回の調査では、近隣の保健所などの他機関から、薬物に関する教養ビデオを借用しているという意見が散見されたが、このような工夫も各施設の努力から生まれたものであると言える。このような各施設の工夫や取組、あるいはどのようなものを教材として用いているかということについて、情報を交換できる場や仕組みを設けるといっても、各施設の教材確保の一助となるのではないだろうか。教材についての情報交換を通じて、幅広い教材をより効率的に確保することができるような態勢作りが急務であると言えよう。

## 5 一般改善指導の充実に向けた今後の課題

一般改善指導の実施は、これまでも述べたように限られたスタッフで実施するには、困難な部分が多く、十分な力を注げない現状にある。このような状況の中で、効率的かつ有効な一般改善指導を実施するための環境整備を行う必要があるだろう。

前項において、一般改善指導実施に関して、映像・音声教材が重要な役割を担っていると述べた。この映像・音声教材については、前項に述べたとおりであるが、一般改善指導における教材として、ワークシートやワークブックが活用されている点も忘れてはならない。小集団による指導では36講座、その他の形態による講座では41講座がこれらの教材を活用している。ワークシートやワークブックは、指導を一時的、受身的なものとして、自ら取り組むことによって、指導内容をより定着させる効果があると考えられる。講座によっては、これらを指導前に取り組ませ、指導に対する動機付けとしているものも見られ、自習教材としてのワークブックの検討についての意見も見られた。限られたスタッフで一般改善指導を実施している現状を考え、ワークブック等をより有効に活用し、指導の一部あるいはほとんどの部分を自ら取り組ませることも、指導方法の一つとして考えられる。その際、自習教材として、どのような内容がワークブックによる指導に適しているか、どのようなワークブックが受刑者にとって取り組みやすいか、そ

して改善指導として効果的か、といったことなどについて検討することも必要となろう。

次に、一般改善指導の評価の問題である。一般改善指導は、再三述べているように、対象者が多いことから、その評価にも困難を伴う。しかし、効果的な指導を実施するためには、評価についての取組も欠かせない。各施設からの意見では、評価対象者の多さについての困難に加え、評価の内容や方法などについて困難を感じているものが見られた。このような意見を見る限りにおいて、各施設における一般改善指導についての評価実施の状況にはばらつきがあるように感じる。各施設が一般改善指導の評価についてどのように取り組んでいるか、その実態を踏まえて、評価の実施方法等についての認識をすべての施設で共有しておくことも必要であろう。

## 付 記

最後に、本研究の実施に当たり、調査研究に御協力を賜った法務省矯正局をはじめ矯正施設の各位に対し、心からの謝意を表します。